

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（87）

2017年 12月 15日

小田中聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号は2016年（昨年）6月に生じた諸問題の内、原発・核問題を取り上げます。ご愛読下さい。）

Ⅲ 原発と核（兵器）の問題（その他）

（一）原発問題

（1）①2016年5月31日、「伊方原発をとめる会」の須藤共同代表ら愛媛県内住民12名は、松山地裁に仮処分の申立を行った。

②申立の理由は、“本年（2016年）4月に熊本地震が発生したが、これは布田川、日奈久、別府一万年山断層を震源とするものである。これに連なる中央構造線上の伊予灘海域の断層帯を震源とする伊方原発直近での大地震を想定しなければならない段階にすでに至っている…伊方原発は、この中央構造線断層帯からわずか5キロしか離れていない場所に立地しており、中央構造線の大震災により重大かつ甚大な被害を受けること確実である”とするものであった（赤旗6月2日）。

（2）①6月2日、「原発をなくす全国連絡会」は、川内原発（鹿児島県）の即時停止を求めて経済産業省に抗議・要請行動を行った（6月3日赤旗）。

②要請書に於いて“熊本地震が続く中、このまま通常運転を続けることは、住民の安全を無視した行為で

あり、断じて許されるものではありません…ひとたび原発事故が起こればとりかえしがつかず、原発と人類は特に地震大国日本では両立し得ない”として、川内原発の即時停止を求めたのである。

（3）①6月2日、東京電力は、未凍結個所の追加の補助工事と、山側の運用範囲を広げる方針を原子力規制委員会の検討会で示した。

補助工事とは、一号機の北側など計6ヶ所で計画し、想定通りに凍っていない部分にセメント系の材料を注入することで、地下水の流れを遅くし凍結を促進させる工事である（6月3日赤旗）。

②この工事が福島原発の放射能汚染対策として有効であるかは、現時点では判断できない。

（4）①「第41回全国公害被害者総行動」が6月1日に東京都内で開かれた。1日には、全国から約1100人が参加し、連帯したたたかひの交流をした。また6月2日には、東京電力本店前で、「怒りの東電前行動」を行った（6月3日赤旗）。

同日、岩手で「盛岡でもデモし隊☆」は、盛岡市内で脱原発を求める「33回目のデモ行進」を行い、31人が参加した。同日秋田県大館市でも21人がデモ行進した。また福島県では、いわき、会津若松、相馬、南相馬の4市で「再生可能エネルギーに転換すべきだ」「国や東電は被災者の気持ちを分かってほしい」と訴え、デモ行進した（6月10日赤旗）。

②以上は、原発廃絶運動の広がりを示すものである。

(5) ①6月13日、スウェーデンのストックホルムのホルム公園平和研究所(SIPRI)は、世界の核軍備に関する最新報告書を発表した(6月14日赤旗)。

②それによれば、米英仏中ロにインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の9ヶ国が保有する核弾頭の数は、2016年1月時点で計1万5395発であり、前年よりも455発減った。核弾頭の減少は、保有量の9割以上を占める米ロが戦略核の削減を行ったためである。

その一方で米ロは核兵器の近代化に力を入れ、2024年度までに予定される米国の核軍備包括的更新計画には3480億ドル(約37兆円)の予算が投ぜられる見込みだという。

中国の核弾頭保有数は約260発で毎年少しずつ増加し、近代化も着実に進められている。そして北朝鮮は最大で10個の核弾頭を作ったと推定されるというのである(以上、上記赤旗による)。

③この事実の示していることは、④第一に核兵器が量的には減少している一方で、そのいわゆる「近代化」が進められた結果として殺傷力の高い核兵器が増えていること、⑤第二に拡大国は核兵器を自ら縮減・撤廃することはないであろうこと、⑥第三に核兵器の廃絶の課題は、国民的人民的運動に課せられた崇高な課題であると考ええる。

(6) 6月15日、日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)第61回定期総会が、2016年度活動方針を決めるため東京都内で開催された(6月16日赤旗)。

岩佐幹三代表委員は、“結成から60年、原水爆禁止の運動に支えられた被爆者運動は決して平坦でなく、大変な道のりでした。いま核兵器をめぐって危険な動きがあります。高齢化しましたが結成の原点に立ち返り、市民とともに考え行動して核保有国に迫る『被爆者が訴える核兵器廃絶署名』(ヒバクシャ国際署名)の目標実現に向けてがんばろう”と呼びかけたのである。

(7) ①6月16日、前原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦氏は、規制委員長田中俊一氏と石渡明委員と面談した(6月17日赤旗、同日河北新報)。

島崎氏は、原発で想定する地震度(基準地震動)を策定する際に用いる予測式「入倉・三宅式」が、垂直や垂直に近い断層面に適用する場合、過小評価になる…4月に発生した

熊本地震で得られた詳しいデータをもとに入倉・三宅方式を用いて検討したところ、地震の規模も断層のずれ量も実際に比べ「全然足りない」と説明し、「…より真実に近そうな式があるので、それで（再計算を）やったらどうか」と提案し、地震の揺れの程度が大きく引き上る可能性があるとして十分考慮すべき問題。ぜひ前向きに検討していただきたい」と述べ、新たな知見を取り入れた再計算は出発点だ、と強調した。

②この事実は何を示しているか。地震の揺れを計算する数式でも学説によって違いがあり、不確実な数式の上に原発が立地し稼働していることである。(8) ①2016年3月9日、大津地裁は、高浜原発差止の仮処分決定を行った(6月18日河北新報)。

②ここに至る経過を略述すれば次の通りである。

①高浜3・4号機が原子力規制委の新基準に合格したのは、2015年2月。同年4月には福井地裁が再稼働を差し止めた仮処分決定を出した。その後、異議審が同年12月に仮処分決定を取り消した。再稼働を始めたのは2016年1月。ところが同年3月9日、大津地裁は再び運転差し止め決定を出した。そこで関電は、3号機を翌10日から停止した。と同時に、関電も原告も異議を申し立てた。

②異議審では、関電側は既に十分な主張・立証を尽くしているとし

て、即日結審を求めたのである(5月10日第一回審尋)。

③恐らくこの裁判は、大阪高裁、最高裁で争われることになるであろう。

(9) ①東京電力福島第一原発の事故直後、清水社長(当時)が、核燃料が溶け落ちる「炉心溶解(メルトダウン)」という言葉を使わないよう社内に指示していたことが明るみに出た。その経緯を調査、検証したのは第三者委員会で、その報告書は、①公表の遅れに東電トップの関与があったこと、②意図的な隠蔽はない、とするものであった(6月20日赤旗)。

②社長の指示について、報告書は「官邸側からの要請を受けた」と推認しているが、誰からどのような要請を受けたかは、解明しなかったのである。

③社長の指示について、泉田新潟県知事は、“これまで県の技術委員会に対して、虚偽の説明をしていたということであり、極めて遺憾。さらに真実を明らかにする必要がある”、とするコメントを発表した。

さらに新潟県技術員委員会委員で東電との合同調査委員会委員の立石新潟大学名誉教授は、“報告書は当時社長であった清水氏の関与があった、と結論付けた点で、一歩前進だ。しかし、マニュアルの存在を5年間隠してきたことを「意図的組織的な隠蔽ではない」とするなど、ほかに何ら新しいものはない。住民を

被曝させないことが事故を起こしてはならない最も重要な目的だ。しかし、住民の避難や被曝に関わる通報、広報のあり方に関する検証が全く不十分だ。こうした点を明らかにするため、合同調査委員会で最大限努力したい”と語った。

(10) ①6月20日、運転期間が40年を超えた関西電力高浜原発1・2号機の運転延長を原子力規制委員会は、新基準に適合していると判断して認可した(6月21日赤旗)。1号機は2034年11月迄、2号機は2035年11月まで運転できることになった。

②「赤旗」の報ずるところによれば、関西電力は、原子炉内の構造物の耐震性を評価する際、従来の手法で評価計算すると許容値を超えるから、として新手法を提案し、原子力規制委は新手法を妥当かどうか確かめるため、実際に設備を揺らす試験を要求したが、実際には試験は延長許可の後でも構わないと決めた。原子力規制委のルールでは期限内(期限は7月7日)に全ての審査を終えることであるにも拘わらず――。

③つまり、原子力規制委員会は自ら決めたルール違反を犯して高浜原発1・2号機の運転延長を認めたので

ある。

④この延長許可に対し、「原子力規制を監視する市民の会」など16団体が抗議声明を出したことを書き留める、

(11) ①6月20日、原子力規制委員会は、審査中の関西電力大飯原発(福井県)で想定する地震の揺れ(基準地震動)を再計算することを決定した。この決定は、島崎前委員長代理(東大名誉教授)が田中規制委員長と面談し(16日)、大飯原発の基準地震振動を求める際に使われた震源の大きさを推定する予測式「入倉・三宅式」には問題があり、垂直や垂直に近い断層面を持つ活断層に適用すると、震源の大きさが過小評価され、基準地震動も小さくなる傾向があると指摘し、別の予測式を使った再計算を提案した。

②田中規制委員長は、「ぜひ事務方に評価していただけるようお願いする」と応じた。

③この事実は、地震の揺れが原発に及ぼす影響について、学界でも定則が未確定であることを示しているのである。

④井野博満東京大学名誉教授は、次のように指摘している(6月21日赤旗)。

安全性が担保されていない。

東京大学名誉教授(金属材料学)井野博満氏の話

老朽化した原発の運転延長には、大きな問題があります。原子炉は高エネルギーの中性子を浴び続けることで、もろく粘り強さを失っていきます。これを中性子照射脆化といいます。

もろくなった原子炉は、事故などで緊急炉心冷却装置(ECCS)が作動した場

合、冷却水が一気に注水されることによる衝撃で、原子炉がガラスのように割れる危険性が増します。

特に高浜原発 1 号機は、脆化が相当進んでおり、安全性が十分担保されていません。廃炉を決定した九州電力の玄海原発 1 号機と同レベルです。

また、運転開始から 60 年後についての照射脆化の今回予測は、10 年前に行った同様の予測に比べて、大きく危険側に接近しています。また予測に用いるデータの一部分がいまだに公開されていません。

このほか、難燃ケーブルでないケーブルも防火シートで覆えば認めるなど、審査はできる範囲のことをやれば、認めてしまうという姿勢です。運転延長を無理やり認めている印象しかありません。

⑤以上と関連し、6月20日、原子力規制委員会は、関西電力大飯原発で想定される地震の揺れを再計算することを決めた（6月21日赤旗）。

(12) ①東北電力は、6月20日、新仙台火力発電所3号系列のうち、3月から試運転中の3-2号の営業運転を、液化天然ガス(LNG)を燃料にした最新鋭の高効率発電設備の全面稼働を7月1日、始めると発表した（6月21日河北新報）。

②発電方式には「コンバインドサイクル」を採用し、気化ガスを使ったガスタービンと「640度排熱」を利用した蒸気タービンで発電する。熱エネルギーの電力への変換割合は従来型の40%を上回る水準の60%超で、燃料消費量、二酸化炭素排出量をいずれも3割程度削減できるとし、3~1号機は昨年12月に営業運転を始めた（いずれも上掲河北新報）。

③原子力発電に代わり得るかは未知数であると思う。

(13) ①東北電力は、6月28日株主総会を開いた（6月29日河北新

報）。脱原発を訴えた株主提案は全て否決された（9割以上が反対に廻った）。

②原田宏哉社長は、“本格的な競争時代に入った。震災後の経営基盤の回復と事業リスクに対応し、財務体質の改善を図る”と強調した。

一方、株主からは、“原発を動かさなくても黒字。再稼働は必要ない”“最終処分場問題や事故の懸念がある原発から再生可能エネルギーに移行してほしい”などの意見が続出した。

③そして株主自治体からは、宮城県美里町（女川原発から30キロ圏内にある）は、“町のスタンスである脱原発を求める”として株主提案の5件に何れも賛成した。他方、女川原発が立地する石巻は棄権した。「卒原発」を掲げる山形県と、県内全原発廃炉を訴える福島県とは、ともに白票を投じた。その理由は、“将来的には原発脱却を目指すべきだ…しかし企業の経営には関与しない”というものである。

全町避難が続く福島県浪江町と、避

難地域が残る南相馬市も白票だった。

④そして大株主（持ち株比率約1%）仙台市は、「エネルギー政策は一事業者でなく国の役割が大きい」して5件に反対した

⑤このように株主の意見は分岐したが、この分岐は今後の市民運動に於いて克服されていくであろうと考える。

（14）①関西電力は、6月23日迄に、原子力規制委員会に提出した原発の運転期間延長申請に関する資料でマスキング（白抜き）している対象を見直すとする新方針を明らかにした（6月24日赤旗）。

②もともと原子力規制委員会の審査は、資料も含め原則公開である。しかし、実際には営業秘密を理由に資料の多くは白抜きとなっていた。特に高浜1・2号機の延長申請の審査では、原子炉の中性子照射脆化に関連したデータの多くが白抜きになっていた。

研究者や市民団体などからは、公開性、透明性が後退しているとの批判を受けた。

関電は6月16日、規制庁に見直し方針を示し、原子力規制委員会は6月22日、ホームページで公開したのである。但し、今回の見直しは運転期間延長申請に関するものだけである。

（15）①6月28日、東京電力の株主総会が東京都で開かれた（6月29

日赤旗）。

②株主からは、「原発撤退」「汚染水の海洋放出禁止」を含む10議案が提出されたが、全て否決となった。

否決の理由は、“①原発は国のエネルギー基本計画で重要なベースロード電源と位置づけられていること、②柏崎・刈羽原発については、当社の重要な経営課題である再稼働に向けて着実に進める”、というものであった。

③なお、株主からは、④自治体任せの原発防災計画につき実効性があると判断されない限り再稼働すべきではない、とする意見が出されたが、株主総会は短時間で終わった。

④以上の事実には、株主の中にも原発に対する懸念、不安、悪影響への疑問が渦巻いている様子が示されているとみるべきであろう。

（16）6月29日、原子力規制委員会は、全国の原子力施設で行われた安全上重要な電気ケーブルの敷設状況の調査結果をまとめ、4原発で計1973件の保安規定違反があったと発表した（6月30日赤旗・朝日新聞）。

（17）①6月29日、東京地裁は、原爆症の認定申請をした被爆者6人に対し、原爆症と認定した（=却下処分）の取消）。

②谷口裁判長は、「新基準は一般的な目安で、一切の例外を許さない基準ではない…基準外であっても被爆の程度が同等と考えられれば基準内と同様に扱うべきだ…」「放射線の

影響を判断する際、現時点では科学的な経験則で証明できないという理由だけで直ちに放射線起因性を否定することには慎重であるべきだ」として、原爆症と認定したのである（6月30日朝日新聞、赤旗）。

③弁護団は、判決後、「司法と行政の乖離を解消するような認定制度の抜本的改善を行うべきだ」とする声明を出したのである。

（18）①6月28日、東京電力ホールディングスなど原発を保有する大手電力9社は、株主総会を開いた（6月29日河北新報）。

②脱原発を促す株主提案が全社で出されたが、否決された。

③九州電力では、川内原発一、二号機が再稼働してからの初の総会であった。瓜生社長は、“再稼働などで黒字になった、玄海原発三、四号機（佐賀県）に関して一日も早い再開を目指す”と述べた。

④四国電力では、7月に伊方原発三号機（愛媛県）の再稼働を控え、佐伯社長は“確実な再稼働と安全、安定運転の継続を実現する”と述べた。

⑤高浜原発三、四号機（福井県）が大津地裁による仮処分決定により

運転を停止している関西電力の八木社長も早期に再稼働し、一日も早い“電気料金の値下げを目指す”と発言した。

⑥なお、①株主から、脱原発を求める意見が多く出たこと、②ある株主から“原発に頼り続けることにどんな正当性があるのか”という発言や、関電について、大川京都市長が「今こそ原発依存を抜け出すべきだ」という意見や、さらに九電については川内原発に関して“想定以上の地震が発生しないか”という発言があった。

⑦なお、事前に出された株主提案は、9社で73議案であり、内容は、原発事業からの撤退、核燃料サイクルを中止するよう要求する提案もあった。

⑧以上の事実は、原発企業の利益第一主義が目立って顕われていること、しかし、これに批判的な株主も多くいることを示しているのである。

この事実は原発廃絶への道を照らす光が日本社会の中に現実に堅実に存在していることを示していると考ええる。

次に TPP 問題、公害問題、雇用問題を扱い、その後に文化問題（例えば大学と研究、報道の自由、教科書問題と TV 問題、ヘイト・スピーチ問題、そしてできればパナマ文書）について触れたい。

（以下次号）

